


下松市・記者発表（配布）資料

令和6年9月26日

部 課 名	課 長	担 当	連 絡 先（直 通）
上下水道局 下水道課	井上 貴史	鎌田 公祐	0833-45-1859
1. 件 名	下松市合併処理浄化槽維持管理費補助金について 【新規創設】		
2. 目 的	合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全及び浄化槽管理者の負担軽減を図るため、合併処理浄化槽を適正に維持管理されている方に対し、合併処理浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助します。		
3. 日 時	令和6年10月1日（火）から開始		
4. 内 容	<ul style="list-style-type: none">●補助対象地域<ul style="list-style-type: none">・公共下水道の供用開始日から1年を経過した区域を除く市内全域●補助対象者<ul style="list-style-type: none">・下松市に住所を有する方で自己の居住を目的とした住宅または延べ床面積の1/2以上を自己の居住の用に供する併用住宅に設置した10人槽以下の合併処理浄化槽を適正に維持管理している人●補助金額 【毎年度1回を限度】<ul style="list-style-type: none">・合併処理浄化槽1基につき、上限18,000円・次のいずれかに該当する場合は、上限20,000円<ul style="list-style-type: none">①補助対象地域であって下水道事業計画区域以外の地域かつ市街化区域に該当する地域②補助対象地域であって下水道事業計画区域のうち地理的条件等により公共下水道の整備が困難な地域●必要書類<ul style="list-style-type: none">・下松市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書兼請求書・法定検査の浄化槽検査結果書（7条または11条検査）の写し（令和6年度のもの）・保守点検及び清掃に要した費用の支払が確認できる領収書等の写し（令和6年度のもの）		

	<ul style="list-style-type: none">●申請期間<ul style="list-style-type: none">・10月1日（火）～令和7年3月31日（月）●申請方法<ul style="list-style-type: none">・下水道課窓口に持参または郵送
5. その他	<ul style="list-style-type: none">➢詳細は別紙チラシのとおり➢市広報10月号に掲載しています➢市ホームページサイト 

下松市合併処理浄化槽 維持管理費補助金のご案内

～令和6年10月よりスタートします～

下松市では、合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全及び浄化槽管理者の負担軽減を図るため、合併処理浄化槽を適正に維持管理されている方に対し、合併処理浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助します。

補助対象地域

公共下水道の供用開始日から1年を経過した区域を除く市内全域

補助対象者

以下の要件をすべて満たしている場合が対象となります。

確認フローを参考にしてください

- 補助対象地域に**合併処理浄化槽**を設置していること。
※し尿のみを処理する単独処理浄化槽及び汲み取り槽は補助の対象となりません。
- 下松市に住所を有する方が自己の居住を目的とした住宅または延べ床面積の1/2以上を自己の居住の用に供する併用住宅に設置された**10人槽以下の合併処理浄化槽**であること。
- 申請年度（4月～翌年3月末まで）に浄化槽法で定められた維持管理（保守点検・清掃・法定検査）をすべて実施している方。
- 法定検査（浄化槽法第7条または第11条）の検査結果が、「適正」または「おおむね適正」と判定された方。
※検査結果が「不適正」と判断された場合は、その理由となった事項を改善したことが確認できるものがが必要です。
- 賃貸、販売等の営利を目的とした住宅等でないこと。
- 市税を滞納していないこと。

補助金額

- 合併処理浄化槽1基につき、上限 **18,000円** 【毎年度1回を限度】
- 次のいずれかに該当する場合は、上限 **20,000円**
 - ① 補助対象地域であって下水道事業計画区域以外の地域かつ市街化区域に該当する地域
 - ② 補助対象地域であって下水道事業計画区域のうち地理的条件等により公共下水道の整備が困難な地域

維持管理に要した費用
(保守点検・清掃・法定検査)

申請方法・提出書類

- 郵送または窓口を持参
- 下松市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書兼請求書
※様式は下水道課窓口での配布や市ホームページからもダウンロードできます。
- 法定検査の浄化槽検査結果書（7条または11条検査）の写し（令和6年度のもの）
- 保守点検及び清掃に要した費用の支払が確認できる領収書等の写し（令和6年度のもの）

令和7年3月31日まで
(令和6年度)

お問い合わせ・提出先

下松市上下水道局 下水道課 (2階②番窓口)

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番2号

☎ 0833-45-1859 [8:30～17:15 土日祝日を除く]

詳しくはこちら ▶▶

